(ル)　北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三六度五四分東経一四三度四三分の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十五年六月二十四日から平成二十五年七月十日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第百十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五八分二〇秒東経一三二度二九分四〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三一度五五分四〇秒東経一三三度三四分二〇秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度二二分東経一三三度一三分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(レ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(ソ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十五年七月一日から平成二十五年七月十六日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第二十四号（平成二十五年六月二十一日発行）及び十管区水路通報第二十三号（平成二十五年六月二十一日発行）

○原子力規制委員会告示第四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録認証機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第十五条の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月三十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	設計認証業務を行う事業所の所在地を東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区靱本町一丁目八番四号とすること	平成二十五年五月一日

○原子力規制委員会告示第五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月三十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	検査業務を行う事業所の所在地を東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区靱本町一丁目八番四号とすること	平成二十五年五月一日

○原子力規制委員会告示第六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十八において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月三十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	定期確認業務を行う事業所の所在地を東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区靱本町一丁目八番四号とすること	平成二十五年五月一日

○原子力規制委員会告示第七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録試験機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第九十八条の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月三十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一